

～保険代理店に求められるRMの知識～

65

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 CEO 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントによる法人マーケット開拓力と支店制度によるマネジメント力を強みとし、全国の代理店と連携して業務を拡大している。現在は全国に19の拠点を持ち、損害保険約26億、生命保険約27億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウシステム、及びブランドの共有を進めている。

第65回 リスクへの対応(5.5)

1. PLリスクについて

PL (Product Liability: 製造物責任) とは、企業が製造した製品の「欠陥」によって第三者の身体・財物に損害が発生した場合に企業が負う賠償責任を言います。近年、消費者の健康志向や安全志向に関する期待値の高まりやネット等による被害者のマッチングにより消費者が集団訴訟等を起こす可能性が高まっていることから、PLリスクは大きくなる傾向があります。

本来、民法の規程では、被害者は、製造業者に「故意」または「過失」があったことを立証する必要がありますが、製品の高度化・複雑化や小売店を通じた購買により製造業者への賠償請求が困難であるため、1995年のPL法の施行により、被害者は製品の欠陥が存在し、それによって損害を被ったことを立証すればよくなりました。ちなみに、製造物には製造または加工された動産が含まれますが、未加工の農林水産物や不動産、エネルギーやソフトウェア等の無体物は含まれません。また、責任の主体は製造または加工した事業者のみならず、輸入業者やPB(プライベートブランド)商品の販売元(スーパー・百貨店等)等も対象となるため、注意が必要です。

2. PLリスクの特徴等

1) 責任要件について

- 製造物責任の成立には、以下の3つの要件を原告が立証する必要があります。
- ・製造物に欠陥が存在したこと（欠陥の存在）
- ・他人の生命、身体または財産に損害が発生したこと（損害の発生）
- ・損害が製造物の欠陥により生じたこと（因果関係の存在）

2) 消滅時効等について

被害者の賠償請求の権利が消滅するのは、被害者が損害の発生および損害賠償すべき相手の存在を知つてから3年を経た時点となっており、また法的責任期間としては製造業者等が製造物を引き渡した時点から10年であり、10年を経過した場合は損害賠償請求ができなくなります。

3) 免責要件について

製造物責任における免責要件は以下の2つに限定されます。

図1. PLリスクの構成要素



- ・開発危険の抗弁
製造業者が「製品の引き渡し時における科学・技術の知識では、製品に欠陥があることを認識できなかった」とことを証明した場合。
- ・部品・原材料製造業者の抗弁
部品・原材料の製造業者が「その欠陥が完成品メーカーの指示に従つたことによって生じ、その欠陥について自らに過失が無いこと」を証明した場合。

4) 製品の欠陥とは?

欠陥とは、製品が本来有すべき安全性を欠いていることで、次の3種類が想定されます。

①設計上の欠陥

開発や設計の段階から安全面での配慮不足や構造的な問題がある場合。

- ・不十分な安全設計や製品の強度不足
- ・事故防止装置の不設置や設計段階における不十分な試験等

②製造上の欠陥

製造過程の不備等により、設計段階で想定した安全性が確保されない場合

- ・原材料や部品の不良、製品への異物の混入等
- ・機械設備の故障や操作誤り、完成検査時の検査不備等

③指示・警告上の欠陥

除去できない危険が存在する製品について、不備によって消費者が自ら事故を防止・回避するために必要な情報を提供しなかった場合

- ・取扱説明書や警告表示の不備
- ・パンフレットや広告文書の不適切な表現等

3. PLリスクの構成要素(図1参照)

①事象：PL事故(製品の欠陥による賠償責任事故等)

②原因：PL事故は以下のような原因で発生すると考えられます。

- ・製品の変形(設計上の欠陥)
- ・事故防止装置の不備(設計上の欠陥)
- ・部品の欠陥(製造上の欠陥)
- ・異物の混入(製造上の欠陥)
- ・取扱の間違い(指示・警告上の欠陥)

③影響領域と④結果(影響領域から以下のようないくつかの結果が生じます)

- ・経営資源：製品・原材料在庫等(廃棄処分による財産損失)
- ・売上・生産性(低下・減少・消失)
- ・ブランド・信用力等(下落・失墜)

- ・利害関係者：消費者(対人・対物事故の発生、リコール等)
- ・株主(利益・株価の下落等)
- ・取引先(サービスや生産の帯り)

⑤リスク源(PL事故の発生には以下のようなリスク源が考えられます)

- ・起こりやすさ：社内チェック態勢の不備

低い検品基準

仕入先等の管理状況

機械設備等の老朽化

技術力・満足感の欠如

- ・結果の大きさ：製品の流通量・在庫量

製品の流通範囲

使用する年齢層(高齢者や幼児等)

人的被害の有無(賠償額の高額化)

特定製品への依存(売上減少の影響度)

⑥損失額：PL事故は以下のようないくつかの損失に繋がる可能性があります。

- ・賠償責任：対人・対物賠償責任の発生

取引先補償(販売店等)

- ・財産損失：商品・原材料在庫の処分

・収入減少：売上減少・生産性低下

- ・費用損失：リコール費用

社告費用や訴訟費用

4. 保険代理店の役割

PLリスクは企業の存続を左右する致命的なリスクであり、保険代理店は必ずお客様にPLリスクの重要性と対応の必要性について言及する必要があります。なぜなら、PL事故は製品の特徴や流通量等によって賠償金額が高額になる可能性があり、近年においては製品の欠陥は直ぐにリコールに繋がるだけでなく、付隨的に発生する訴訟費用や社告費用、商品や原材料の財産損失等にも発展するからです。さらに、保険で賠償責任等をカバーできても、事故を起きた事実によるブランド下落で売上減少等の損失にも繋がる可能性もあります。そのため、本来であればPLリスクをコントロールするために製品の企画段階から設計段階、製造工程、物流システム、販売方法や顧客対応に至るまで、製品事故が発生する可能性を業務プロセスに基づいて見ていくことが大切になってきます。

しかし、我々保険代理店が企業の技術領域や製造プロセスを理解し、コントロール提案することには限界もあり、実際に事故をゼロにすることは困難であることから、最後の手段としての保険の活用についてしっかりとと言及していくことが必須と考えられます。